

3. 乳幼児の ECI 対策

3-4) 6歳未満児は法的マニュアルではどのような点が異なっていますか

法的脳死判定マニュアル(平成 22 年度改訂版)より、年齢域が6歳未満に当たると思われる記述があるものを下表にまとめて抜粋しました。

ページ	項目	内容
P1	I 脳死とされうる状態 法に規定する脳死判定を行ったならば、脳死とされうる状態	除外例 1) 生後 12 週未満の者(在胎週数 40 週未満は予定日から 12 週) 3) 直腸温が 32℃未満(6 歳未満の者にあつては、直腸温が 35℃未満)の状態にある者
P3	2 法的脳死判定の実際 序文より	一方、6歳未満の小児からの脳死下臓器提供を前提とした法律に基づく脳死判定は、平成 11 年度厚生省小児脳死判定基準(平成 21 年度改訂)の使用が基本となる (委員会註:法的脳死判定マニュアルは上記基準も参考にして作成されたので通常はマニュアル内の記述の解釈で良いといわれている)
P3	I 法的脳死判定前の確認事項[2]	法的脳死判定対象者が 18 歳未満である場合には虐待の疑いがないこと 1) 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制が整備されていること
P5	Ⅲ除外例	[3]被虐待児、または虐待が疑われる 18 歳未満の児童 [4]年齢不相応の血圧(収縮期血圧) ●1 歳未満 <65mmHg ●1 歳以上 13 歳未満 <(年齢×2)+65mmHg [5]低体温(直腸温、食道温等の深部温) ●6 歳未満 <35℃、6 歳以上 <32℃ [6]生後 12 週未満
P6	IV 生命徴候の確認	[1]体温 直腸温、食道温等の深部温 ●6 歳未満 ≥35℃ [2]血圧の確認 ●1 歳未満 ≥65mmHg ●1 歳以上 13 歳未満 ≥(年齢×2)+65mmHg
P9	VII 脳幹反射消失の確認 [5]前庭反射 ・観察方法	注:氷水(滅菌生理食塩水)の注入量は 6 歳未満の乳幼児の場合では 25ml とする。
P10 P11	VIII 脳波活動の消失 [脳波検査の基本条件]	2) 電極の取り付け位置 ①10/20 法による電極配置を用いる(図 1a、図 1b) 図 1b:小児に置ける電極配置 [学童～成人]、[乳児後期～幼児]、[乳児早期] ②電極の取り付け位置は大脳を広くカバーする意味から、例えば下記の部位とする。乳幼児では電極間距離を確保するため、必要に応じ電極数を減らす。 4) 電極間距離 各電極の電極間距離は 7 cm 以上(乳児では 5 cm 以上)が望ましい。
P13	[2] 脳波検査の実施例	* 電極間距離を 7cm 以上(乳児では 5cm 以上)を保つため反対側耳朶電

	表1. モンタージュ例	極へ連結
P13	[2] 脳波検査の実施例 5) 室温	深部温が 32°C未満(6 歳未満の小児では 35°C未満)にならないように室温を調節する。
P13	[2] 脳波検査の実施例 6) 電極の装着 ②電極の準備	・皿電極を用いることが望ましい(6 歳以上では針電極を使用しても差しつかえない)
P14	[2] 脳波検査の実施例 6) 電極の装着 ③電極の装着	・各導出に際しての電極間距離は 7cm 以上(乳児では 5cm 以上)とする。 (筆者註:『望ましい』でなく『とする』となっていることに注意すること)
P16	IX 自発呼吸消失の確認(無呼吸テスト) [1]基本的条件	2) 収縮期血圧 ●1 歳未満 $\geq 65\text{mmHg}$ ●1 歳以上 13 歳未満 $\geq (\text{年齢}+2)+65\text{mmHg}$
P17	IX 自発呼吸消失の確認 [2]テストの実施法	6) 動脈血ガス分析を2～3分ごとに行う(6 歳未満では、採血をテスト開始から 3～5分後に行い、以後の採血時間を予測する) 8) 自発呼吸の有無は胸部、または腹部に手掌をあてるなどして慎重に判断する。なお、6 歳未満の小児においては目視による観察と胸部聴診を行う。 ○参考:小児の場合 6 歳未満の小児の無呼吸テストを実施する際には、T-ピースを用いて 6L/分の 100%酸素を流す等の方法がある。
P17	X 判定間隔	第1回目の脳死判定が終了した時点から 6 歳以上では 6 時間以上 6 歳未満では 24 時間以上を経過した時点で第2回目の脳死判定を開始する。